**受診企業の要件**

**■第10条**

県内に主たる事業所を有する中小企業者※のうち、製造業を営む事業者。

※中小企業者とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者を指します。

【要件表】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業種 | 下記のいずれかを満たすこと |  |
|  | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業・その他 | ３億円以下 | 300人以下 |

|  |
| --- |
| 以下のいずれかに該当する場合は中小企業者に含めません。（いわゆる「みなし大企業」は対象外）ア 発行済株式の総額又は出資価額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業者 イ 発行済株式の総額又は出資価額の総額の３分の２以上を複数の大企業が所有している中小企業者 ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の２分の１以上を占める中小企業者 |

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

**■第10条第２項**

　次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

イ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした場合。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

**■第10条第３項**

　本事業の内容と成果について、受診事業者の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等、公にすることが不適切な情報を除いたうえで、受診事業者の承諾のうえ、県の広報等に利用できること